

調剤薬局編

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 「【図解】電子処方箋の仕組みと流れ ～電子処方箋概要案内 1.2版より～」

2022年11月21日厚生労働省電子処方箋概要案内 1.2版 追記

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定登録番号第6178号栗原盛一  
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定登録番号第6345号寺坂裕美

参考資料：2022年7月25日 厚生労働省「そだったのか、電子処方箋【医療機関・薬局の皆さまへ】」  
2022年7月 オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係医療機関等向けポータルサイト「電子処方箋の導入に関する補助内容」  
2022年10月2日 厚生労働省電子処方箋モデル事業フォーラム資料  
2022年10月17日 厚生労働省利用申請開始！はじめよう、電子処方箋～準備作業から利用方法を解説！～  
2022年11月21日 厚生労働省電子処方箋概要案内 1.2版  
2022年12月2日 「令和4年度診療情報連携推進所補助金」について

●2023年1月の運用開始に向けて段階的に情報が公開されています。  
新たな情報が得られた際には、その内容も踏まえて資料を更新して参ります。

資料No.20221202-1144-4

(2022年12月9日改訂)

・2022年11月21日厚生労働省電子処方箋概要案内 1.2版  
・2022年12月2日の補助金の内容等を追加

本資料は、2022年12月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

# 目次

これまでの資料1144-3から更新している資料には左下資料番号に★印を表記しています

●これまでの資料との変更点	.....	3P
●電子処方箋の取組について	.....	4P
●電子処方箋と紙の処方箋の違い	.....	8P
●電子処方箋のメリット	.....	9P
●薬剤師が医療DX医療ICTに対応することの目的	.....	15P
●電子処方箋の運用の仕組みと一連の流れ	.....	16P
●電子処方箋の対応にはHPKIカードが必要です	.....	23P
●Q&A	.....	27P
●電子処方箋の導入スケジュール	.....	28P
●補助金制度	.....	34P
●電子処方箋 先行モデル地域	.....	36P
●各種データ・その他	.....	38P

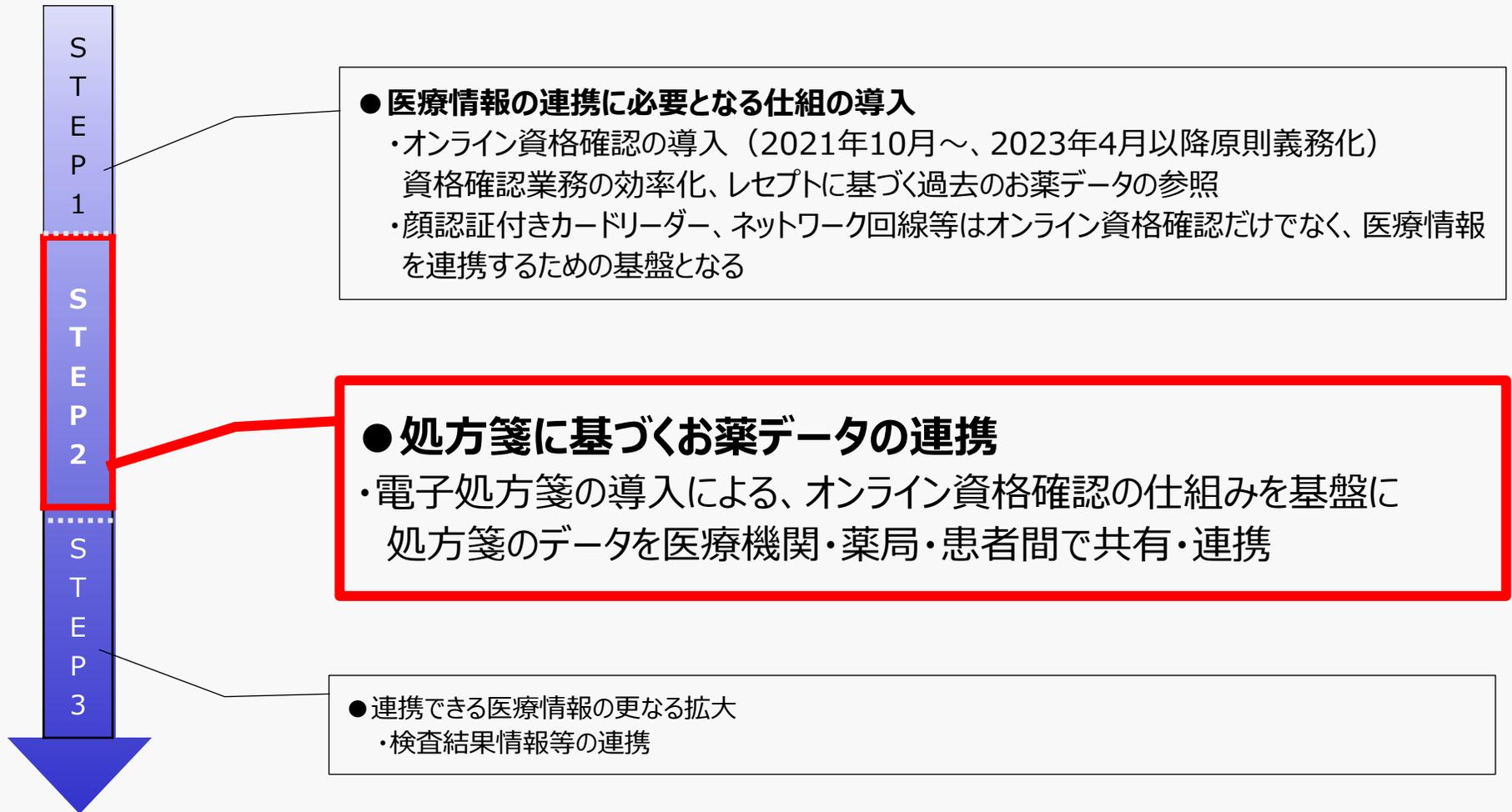
# これまでの資料との変更点

- 電子署名を行うツールは、HPKIカードのみであると広く周知されてきましたが、日医工MPS情報で既報の通り、スマートフォン等で代用できる電子署名システムの検討が公表されました。
- HPKIカードに代用できるスマートフォンなどの電子署名システムは、本資料作成時点（2022年11月21日）では、利用できません。
- 調剤薬局での受付時の方法が従来のご説明と異なります。  
マイナンバーカードを保険証知して利用する場合と利用しない場合で受付方法が異なります。
- 重複投与等のチェックは、受付方法（マイナンバーカード／健康保険証）を問わず確認できますが、マイナンバーカードで受付を行った患者が過去のお薬情報提供に同意した場合に限り、処方・調剤するお薬が過去のお薬と重複投薬等にあたるかまで表示されます。
- 電子処方箋に関する動画・ドキュメント（厚生労働省サイト）紹介ページを更新しました。

- 国の進めるデータヘルス改革では、これまでにオンライン資格確認システムの導入が進められ、今後は、電子処方箋、検査結果情報等の連携、推進が実施される予定です。
- 診療側では、電子処方箋の導入で、医療提供体制の変化や患者像の変化に対応ができ増え続ける診療以外の業務の効率化、他の医療機関との患者の情報共有が容易にできる事に期待があります。
- 薬局側では、重複投薬のチェックや服薬支援やフォローアップなどでの業務に改革が期待されます。
- 先行取り組みとして、4つのエリアを選定し、電子処方箋の運用が開始されました。先行エリアでは、本格的な導入の前に、電子処方箋の運用面での検証、先進的な取組や課題、優良事例を収集し、活用方策についてとりまとめられる予定です。

●「データヘルス改革の意義は、これまで分散していた健康医療情報について有機的に連結させたり、ICT等の利活用により、国民の健康寿命の延伸や効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を目指すこと」とされています。（2021年12月16日第3回未来技術実装ミニシンポジウム資料より）

●電子処方箋は、データヘルス改革の一環として、各医療機関・薬局での導入が進められています。



- 電子処方箋は、単なる電子化だけの推進ではなく、医師・歯科医師から薬局への調剤に必要な情報の提供と、薬局から医師・歯科医師への調剤結果の提供により、現在取り組まれている地域医療情報連携、PHR（パーソナルヘルスレコード）等の促進につながることを目的とされています。

## スライドで使用している用語

電子処方箋管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子処方箋の管理・運営を行うサービス</li> </ul>
電子署名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙媒体で記名押印又は署名が必要な場合に、電子的に処理する際の署名方法</li> <li>・電子処方箋に付与する電子署名は、安全管理ガイドラインの6.12に規定される電子署名とし、タイムスタンプを付与する仕組みとする (処方箋の電子化の実証事業ではHPKIの電子署名による運用が行われた)</li> </ul>
タイムスタンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成した電子書類の保存日時等が正確に記録される証印</li> <li>・第三者による検証が可能で、タイムスタンプ時刻の以前に署名したことが証明可能となりタイムスタンプ以後に電子署名を含め文書の改変がない事を証明できる</li> <li>・電子処方箋管理サービスにおいて付与される</li> </ul>
引換番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処方医が電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録した際に発行される番号</li> <li>・薬局ではマイナンバーカードを保険証利用しない患者の電子処方箋を要求する際に必要となる番号</li> <li>・電子処方箋対応医療機関から発行される電子処方箋や紙の処方箋に印字される (二次元コードによる表示も行われる)</li> </ul>

# 電子処方箋の機能（受付方法別・発行形態別）

22年10月17日厚生労働省利用開始！はじめよう電子処方箋より日医工一部加工

## 厚生労働省

- 患者の受付方法（マイナンバーカード・健康保険証）、患者が選択する処方箋の発行形態（電子・紙の処方箋）に関わらず、重複投薬等チェックなどの各機能が利用できます。
- マイナンバーカードで受付を行う患者が、自身のお薬の情報を提供することに同意した場合、医師等は過去のお薬の情報を参照し、診察、処方・調剤の判断に役立てることができます。
- 患者が電子処方箋、または紙の処方箋のどちらを選択したかによって、医師等の処方箋への署名方法や患者に渡す用紙などが異なります。

## 受付方法ごとの業務内容

受付方法		医師・歯科医師・薬剤師の業務
マイナンバーカード	同意あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意のタイミングで過去のお薬情報を参照可能</li> <li>・重複投薬等のチェックを行い過去のお薬が重複・併用禁忌に該当するのままで、確認可能</li> </ul>
	同意なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去のお薬情報は参照不可</li> <li>・同意がなくても重複投薬等チェックを行うが過去のお薬が重複・併用禁忌に該当するのままで確認不可</li> </ul>
健康保険証		

## 処方箋発行形態ごとの業務内容

発行形態	医師・歯科医師・薬剤師の業務
電子処方箋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処方、調剤内容を含む電子ファイル（※）に電子署名を行う</li> <li>・医師・歯科医師は患者に処方内容（控え）を渡す（マイナポータルでも処方内容等を閲覧できるためマイナポータルが普及するまでの暫定措置）</li> </ul>
紙の処方箋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処方・処方内容を含む電子ファイル（※）には、電子署名を行わず、従来通り、紙の処方箋に署名を行う</li> <li>・医師・歯科医師は、患者に従来通り、紙の処方箋を渡す</li> </ul>

※電子カルテシステムやレセプトコンピュータ等で自動生成される。

本資料は、2022年12月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

	電子処方箋	紙の処方箋
電子処方箋管理サービスからの 情報収集	【マイナンバーカードで受付の場合】 顔認証付きカードリーダーでの 受付時に情報取得	健康保険証の番号等と 引換番号を入力し情報取得
	【健康保険証等での受付の場合】 健康保険証の番号等と引換番号を入力し 情報を取得	
電子処方箋管理サービスで 利用可能な機能	発行形態を問わず利用可能	
電子処方箋管理サービスへのデータ登録	発行形態を問わずシステム上必要	
電子署名の可否	必要	不要

## 本人／資格確認方法による違い

	電子処方箋	紙の処方箋
電子処方箋管理サービスの利用	本人／資格確認方法を問わず利用可能	
過去のお薬情報の確認	患者の同意があれば 直近のお薬情報の参照が可能	同意の確認ができないため 参照できない

<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">薬</span> <b>電子処方箋のメリット</b>	
地域の医療機関、薬局間における情報共有をさらに促進させることにより、患者に最適な薬物療法を提供することに加え、患者自らが服薬等の医療情報を電子的に管理し、健康増進への活用にもつながる	
医療機関・薬局におけるメリット	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医</span> 重複投薬等チェック機能を活用することにより、患者に対する不必要な処方・調剤や併用禁忌による有害事象を事前に避けることができる	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医</span> 医療機関・薬局間での情報の共有が、医薬品の相互作用やアレルギー情報管理が可能となり、国民の医薬品使用の安全性の確保など公衆衛生の向上につながる
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医</span> 電子版お薬手帳等との連携等により、医療機関・薬局の連携や処方内容の一元的・継続的把握の効率化等につながる	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医</span> 救急医療及び災害時において患者の処方・調剤情報を参照できる仕組みを構築することにより、医療関係者は患者の服用している薬剤を知ることが可能となる
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">薬</span> 処方内容の照会の結果等の伝達や、先発品から後発品に調剤を変更した際の伝達がより容易になり、後発品の使用促進により、処方した医師・歯科医師への調剤結果（患者に交付された薬剤の種類、用法・用量等）の伝達が容易になる	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医</span> 医療機関で患者情報のシステムへの反映が容易になり、後発品の使用促進により、処方した医師・歯科医師への調剤結果（患者に交付された薬剤の種類、用法・用量等）の伝達が容易になる
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">薬</span> オンライン服薬指導を実施する際、処方箋の原本を薬局に郵送する代わりに、電子的に提出可能となる	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医</span> 医療機関からの電子的な処方情報をもとに、処方内容の照会や後発医薬品への変更などを含む調剤業務の結果が、次の処方情報の作成の参考になる
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">薬</span> 調剤に関する入力等の労務が軽減され、誤入力防止され、調剤済みの紙の処方箋の保管スペース等を削減できる	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">医</span> 医療機関では、紙の処方箋の印刷に要するコストが削減でき、紙の処方箋の偽造や再利用を防止できる

2022年10月28日 電子処方箋管理サービスの運用について

本資料は、2022年12月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したのですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

# 電子処方箋のメリット（患者）

<p>医療機関・薬局において、重複投薬等チェック機能を活用することにより、患者に対する不必要な処方・調剤や併用禁忌による有害事象を事前に避けることができる</p>	<p>生活習慣病など比較的長期にわたって治療が必要な疾病では、生活環境の変化などにより医療機関・薬局を変更した場合でも、診療の継続性の確保が容易になる</p>
<p>薬局が患者に調剤した情報を電子的に提供し、電子的に保存・蓄積することで、患者自らが実際に調剤された情報をマイナポータル等を通じて閲覧できる</p>	<p>電子版お薬手帳等との連携等によって、患者等が自ら保存・蓄積した調剤の情報を、他の医療機関等に自らの意思で提示することが、紙媒体よりも容易になる</p>
<p>薬局への処方箋の事前送付をより簡便に行うことができるようになり、薬局での待ち時間が短縮される</p>	<p>オンライン診療の際、患者は処方箋の原本を電子的に受け取ることが可能となる</p>
<p>救急医療及び災害時において、患者の処方・調剤情報を参照できる仕組みを構築することにより、医療関係者が患者の服用している薬剤を知ることが可能となる</p>	

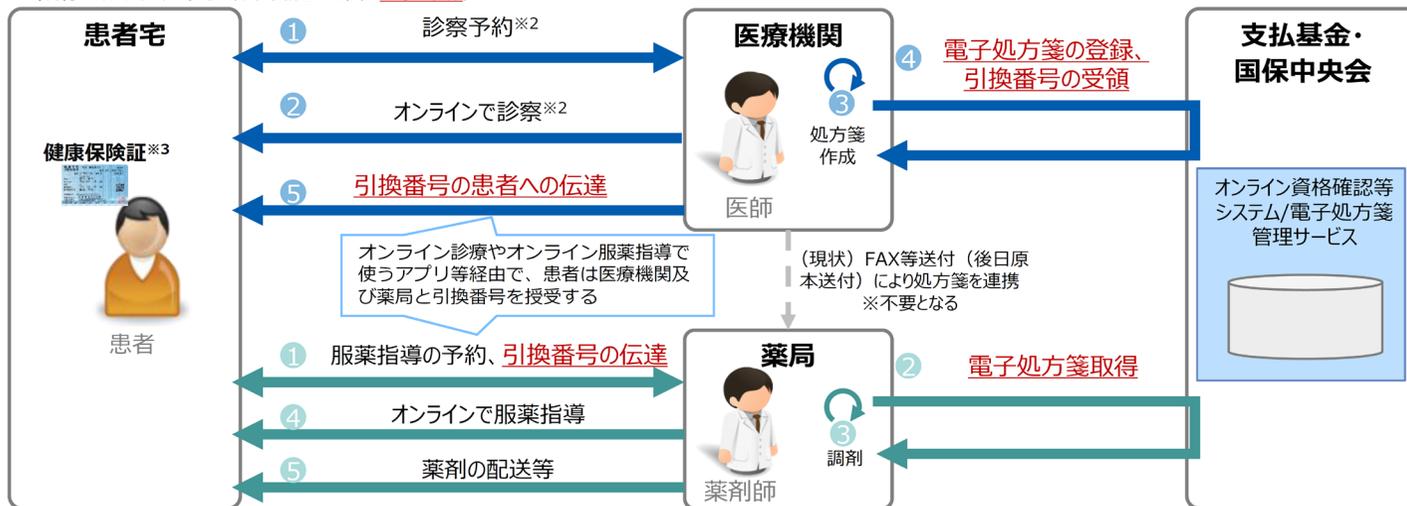
## 厚生労働省

22年10月17日厚生労働省利用開始！(はじめよう電子処方箋より日医工一部加工)

- オンライン診療では、従来は医療機関から患者に紙の処方箋を渡しているケースなどもありましたが、電子処方箋の場合、引換番号等をオンライン診療アプリ等経由で伝達することで対応できます。
- オンライン服薬指導との組合せを希望する患者の場合、アプリなどを經由して薬局に引換番号を伝達することで、薬局が処方箋の原本を受け取れるようになり、調剤までの一連の流れをオンラインで対応できるようになります。

### オンライン診療における電子処方箋の利用イメージ※1

(現行のオンライン診療等に係る業務との差異は赤字・下線)



令和5年1月時点では既存のオンライン診療等の仕組み(オンライン診療アプリ等)で対応する。

外来時と同じ仕組みとなる。(令和5年1月以降も同様)

※1 受診から薬剤の受取まで一元化のオンライン対応とした場合のフロー(例)を整理(薬局に来局することも可能。)。上記に示すフローは一例であり、実運用に沿って運用方法を決定していただけます。  
 ※2 医療機関の運用に応じて予約時、または診察時に処方箋発行形態を確認します。  
 ※3 電子処方箋はオンライン資格確認の基盤を活用しますが、令和5年1月時点ではオンライン診療時にマイナンバーカードを用いてオンライン資格確認を行う仕組みは検討中のため、健康保険証による受付のみとなります。

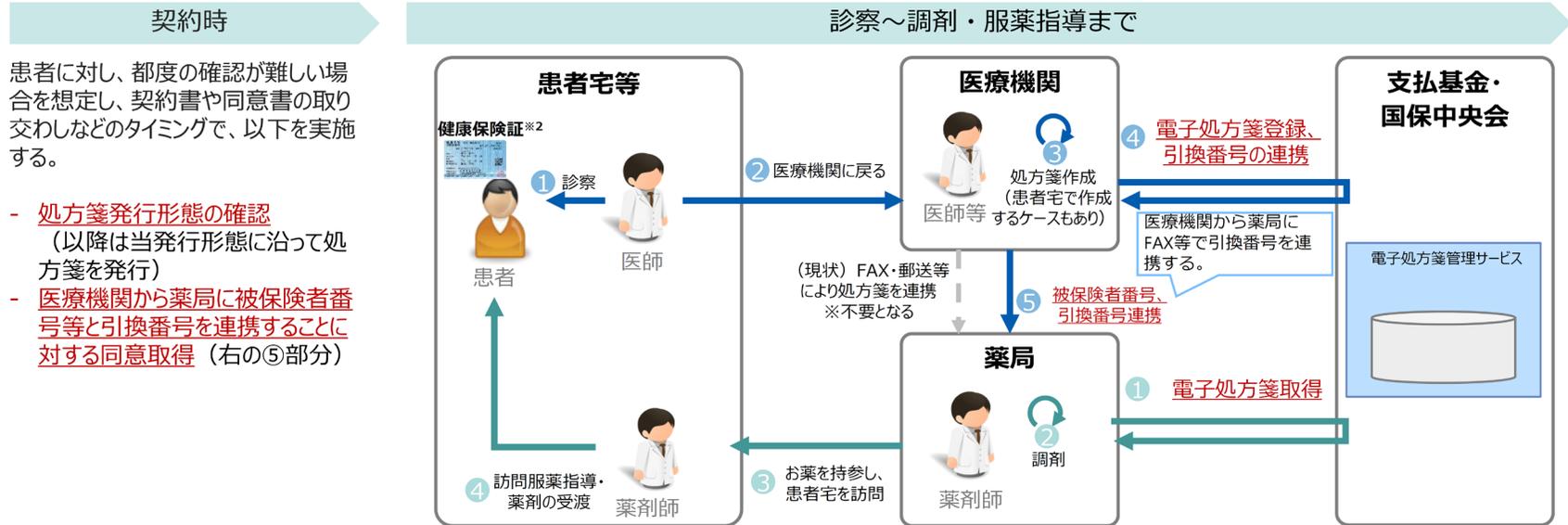
22年10月17日厚生労働省利用開始！はじめよう電子処方箋より日医工一部加工

## 厚生労働省

- 訪問診療では、患者の特性等を踏まえ、例えば診療開始前の契約時に処方箋発行形態等を患者に確認し、以降は当内容に基づき、医療機関・薬局間で処方箋をやり取りしていただくことも可能です。
- 紙の処方箋のやり取りは必要なく、引換番号等をデータ上でやり取りすることで薬局が調剤できるようになり、患者宅に薬を届けることが可能となります。オンライン診療では、従来は医療機関から患者に紙の処方箋を渡しているケースなどもありましたが、電子処方箋の場合、引換番号等をオンライン診療アプリ等経由で伝達することで対応できます。

### 訪問診療における電子処方箋の利用イメージ※1

(現行の在宅医療に係る業務との差異は赤字・下線)



※1上記に示すフローは一例であり、実運用に沿って運用方法を決定していただけます。

※2電子処方箋はオンライン資格確認の基盤を活用しますが、令和5年1月時点では訪問診療時にマイナンバーカードを用いてオンライン資格確認を行う仕組みは検討中のため、健康保険証による受付のみとなります。

本資料は、2022年12月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したのですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 処方箋の電子化は、医療機関や薬局の連携や処方内容の一元的・継続的把握の効率化等に資するが、患者が電子化された処方や調剤の内容等を可視化して知り、活用することができる
- マイナポータルや電子版お薬手帳等との連携等が不可欠
- 電子処方箋より得られる処方・調剤情報はリアルタイムでマイナポータルにおいて閲覧できる
- 処方・調剤情報は、API（Application Programming Interface）連携により電子版お薬手帳にダウンロードできる仕様とする。
- 医療機関・薬局は、電子処方箋管理サービスに送付しない患者の健康情報や要指導・一般用医薬品の服薬情報などについては、患者に情報を提供することや、患者からの登録の依頼に基づき電子版お薬手帳等と連携するなどにより、情報の電子化のメリットを患者が享受できるようにすることが重要

## お薬手帳の役割

患者自身が、自分の服用している薬剤について把握するとともに正しく理解し、服用したときに気づいた副作用や薬剤の効果等の体の変化や服用したかどうか等を記録することで、自らの薬物療法に対する意識を高める。

複数の医療機関を受診する際や薬局で調剤を受ける際に、患者がそれぞれの医療機関の医師・歯科医師及び薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示することにより、要指導・一般用医薬品も含めて相互作用や重複投薬を防ぎ、医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげる。

# 薬剤業務や薬剤サービスの変革が考えられるもの

令和4年10月2日厚生労働省電子処方箋モデル事業フォーラムより

<p>● 対物業務の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動化（ロボット）</li> <li>・薬剤鑑査</li> <li>・在庫管理（A I）</li> </ul>	<p>● 調剤業務の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処方監査支援（A I）</li> <li>・服薬指導支援（A I）</li> </ul>
<p>● 医療情報の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準化</li> <li>・シームレス&amp;リアルタイム連携</li> </ul>	<p>● 患者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・服薬支援</li> <li>・フォローアップ</li> <li>・次世代お薬手帳</li> <li>・ウェアラブル</li> </ul>
<p>● 社会問題の解決支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療ニーズのリアルタイム把握</li> <li>・医療従事者数</li> </ul>	



**薬剤師業務の支援**

患者満足度（患者価値）  
 業務の最適化  
 医療の質向上（安全・安心）

# 薬剤師が医療DX・医療ICTに対応することの目的 【日本薬剤師会】

令和4年10月2日厚生労働省電子処方箋モデル事業フォーラムより

## ☆ 新たな情報の積極的なインプット

- ・テクノロジー（医療ICT・DX）
- ・地域医療連携ネットワーク
- ・多職種連携ネットワーク



## 日本医師会も期待する情報共有ツール

- ・電子処方箋管理サービス
- ・電子お薬手帳

## ☆ 迅速な意思決定と行動

- ・受け入れる姿勢（多様性・変化）
- ・臨機応変（手段・方法）

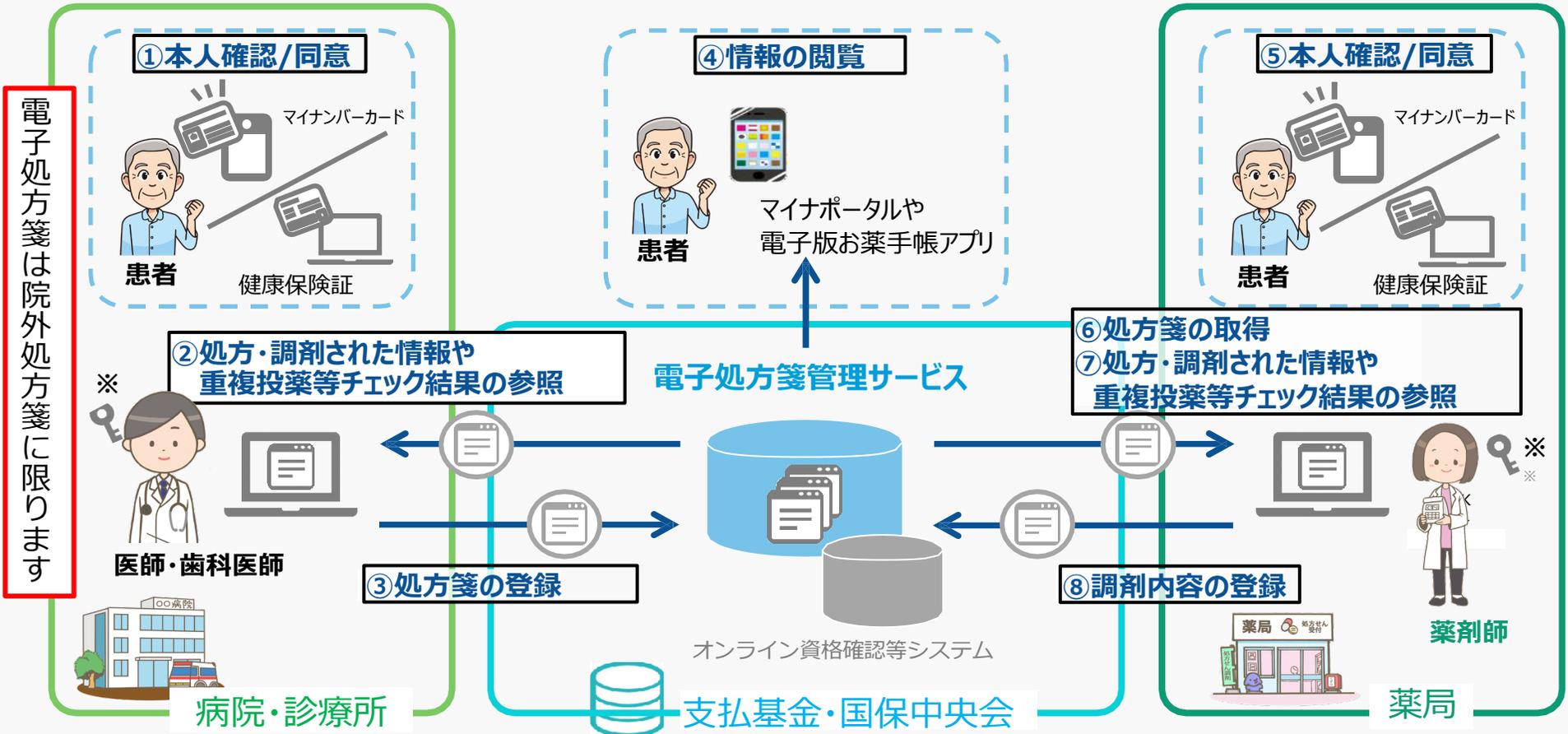
## ☆ ビジョンの明確化

- ・薬剤師として
- ・薬局として

**薬剤師が率先して、実践することが重要**

1. オンライン資格確認システムの基盤を活用した電子処方箋のサーバを設置する。(電子処方箋管理サービス)
2. 医療機関は電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録する。
3. 薬局では、患者の本人確認を行い、電子処方箋管理サービスから当該患者の電子処方箋を取得する。
4. 薬局は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する。

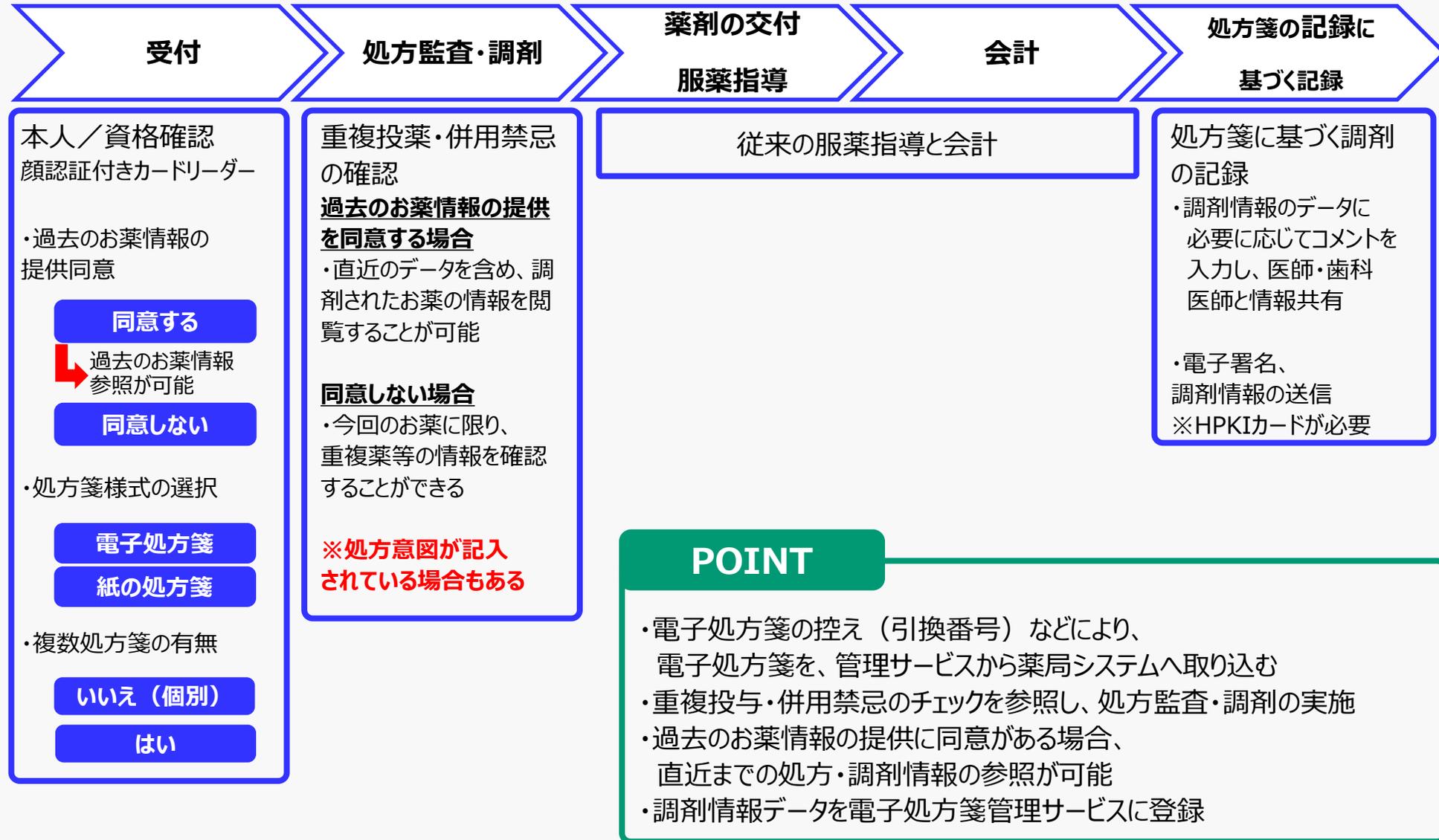
🔑 **電子署名の方法は、現在、HPKIカードに限定されていますが、その他の方法も開発中です**



出典：2022年11月21日 厚生労働省電子処方箋概要案内より日医工（株）が編集

本資料は、2022年12月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したのですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

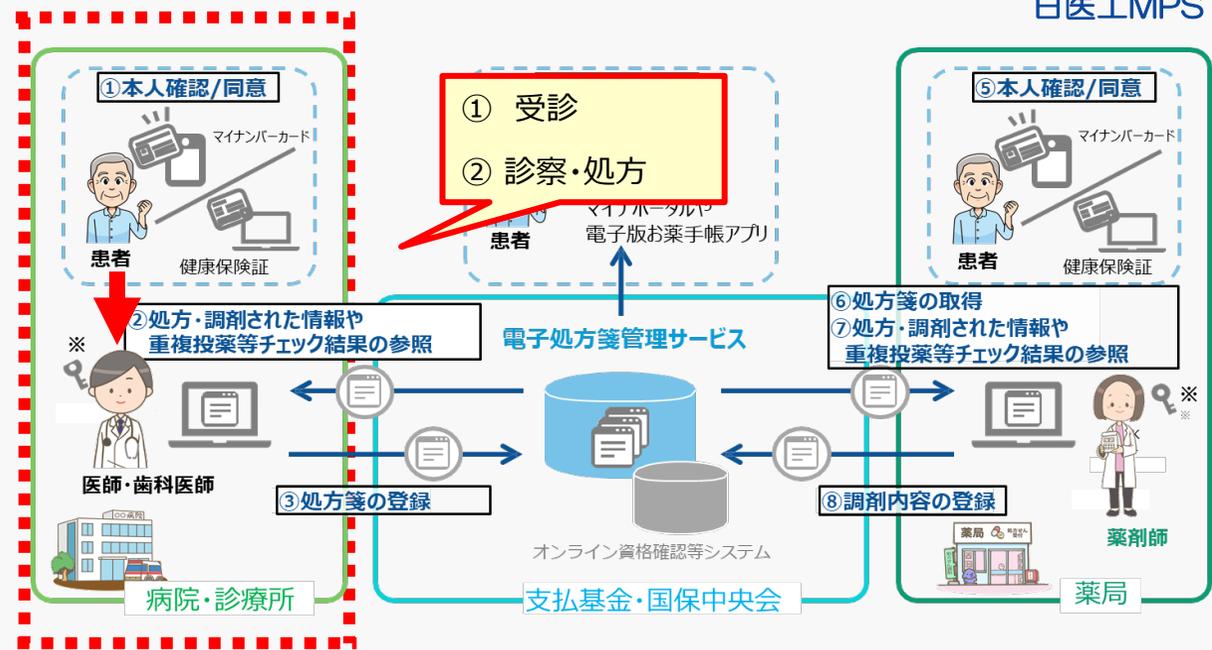
## 薬局編



# 電子処方箋発行から 薬剤交付までの流れ①

- ① 受診
- ② 診察・処方

<マイナンバーカードを保険証利用>  
 ・カードリーダーで希望を確認（診察時の確認も可）  
 <マイナンバーカードを保険証利用しない>  
 ・口頭で確認



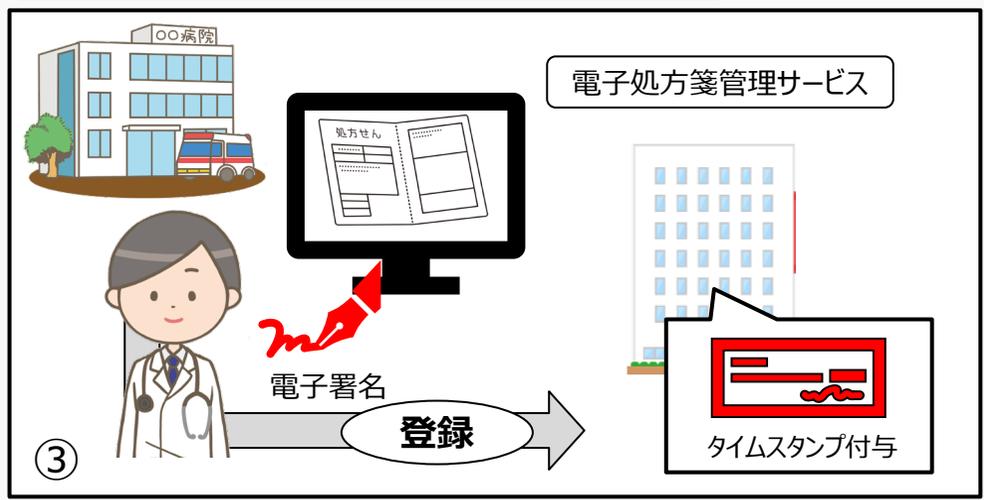
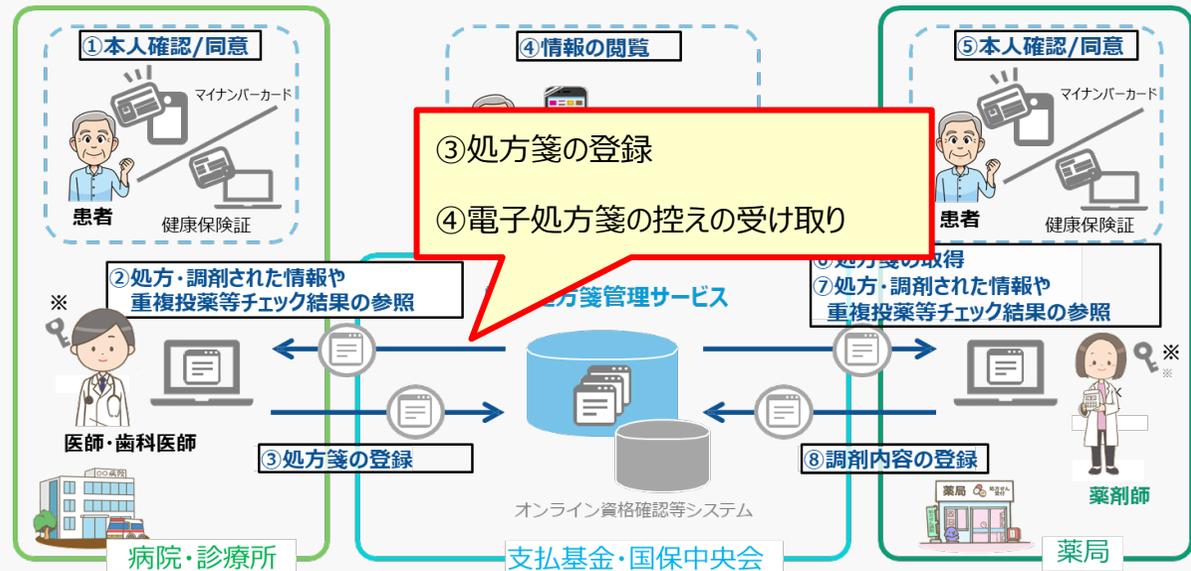
・患者の電子処方箋交付の希望を確認  
 ・患者が調剤を受けようとしている薬局が電子処方箋に対応しているかを確認  
 ※患者への確認にあたっては、特定の薬局に誘導することがないように留意（フリーアクセスを確保）

【医師】  
 ●カルテに入力  
 ●重複投薬等のチェック

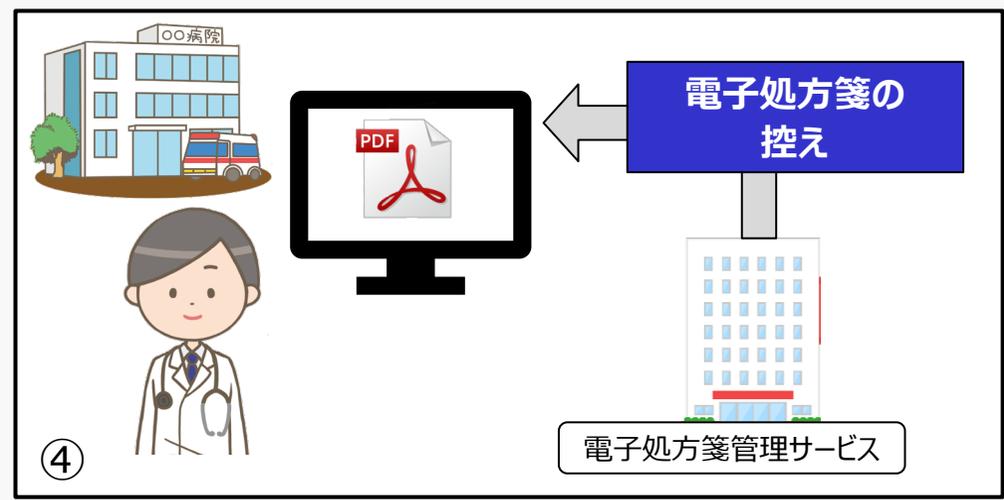
# 電子処方箋発行から 薬剤交付までの流れ②

- ③処方箋の登録
- ④電子処方箋の控えの受け取り

電子署名の方法は、現在、HPKIカードに  
限定されています



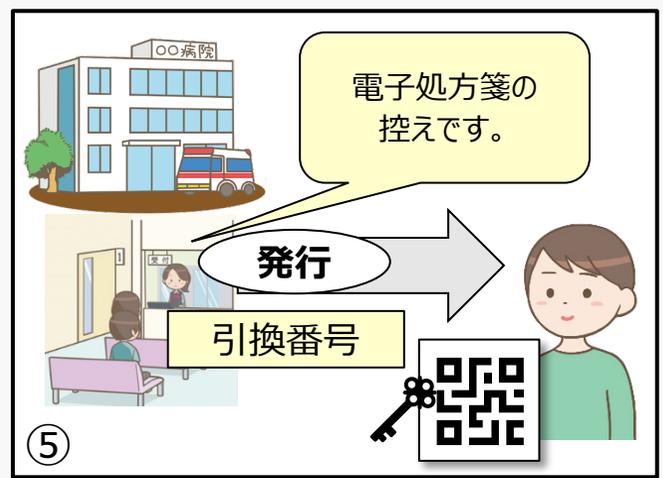
処方医は、電子処方箋発行にあたり、  
電子署名を行い電子処方箋管理サービスへ送信・登録する



電子処方箋管理サービスは受け取った電子処方箋に  
タイムスタンプを付与し、PDFで控えを発行します

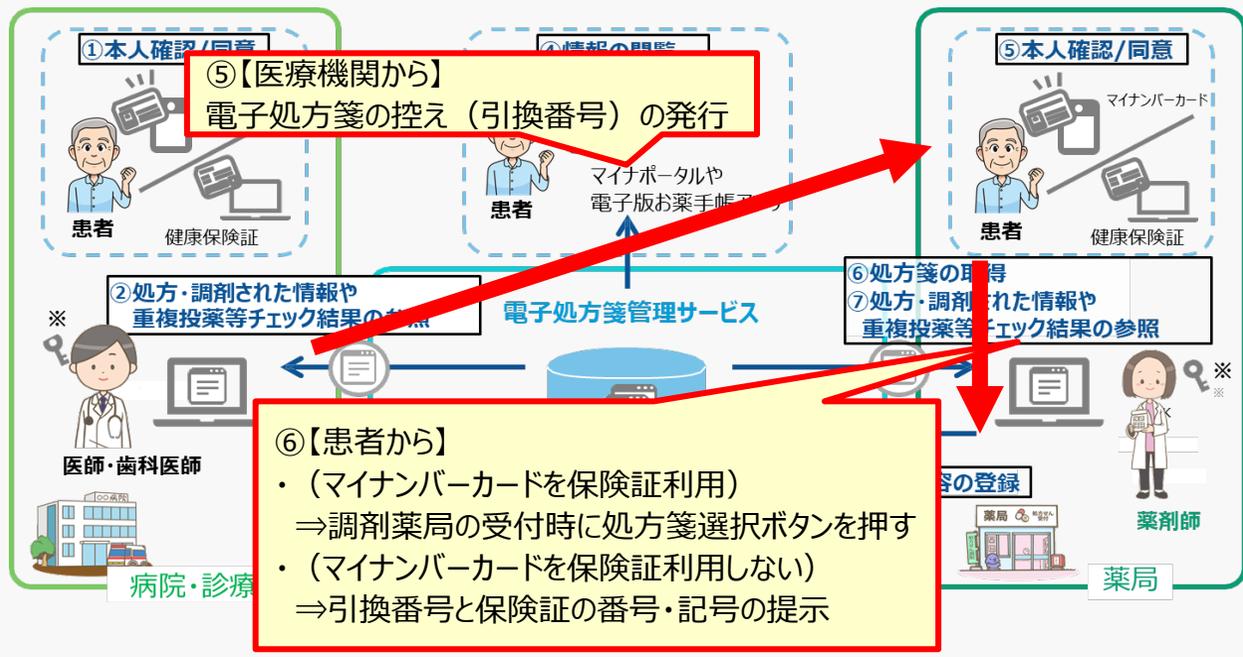
# 電子処方箋発行から 薬剤交付までの流れ③

- ⑤ (医療機関から患者へ)  
電子処方箋の控え (引換番号)  
の発行
- ⑥ (患者から薬局へ) 受付



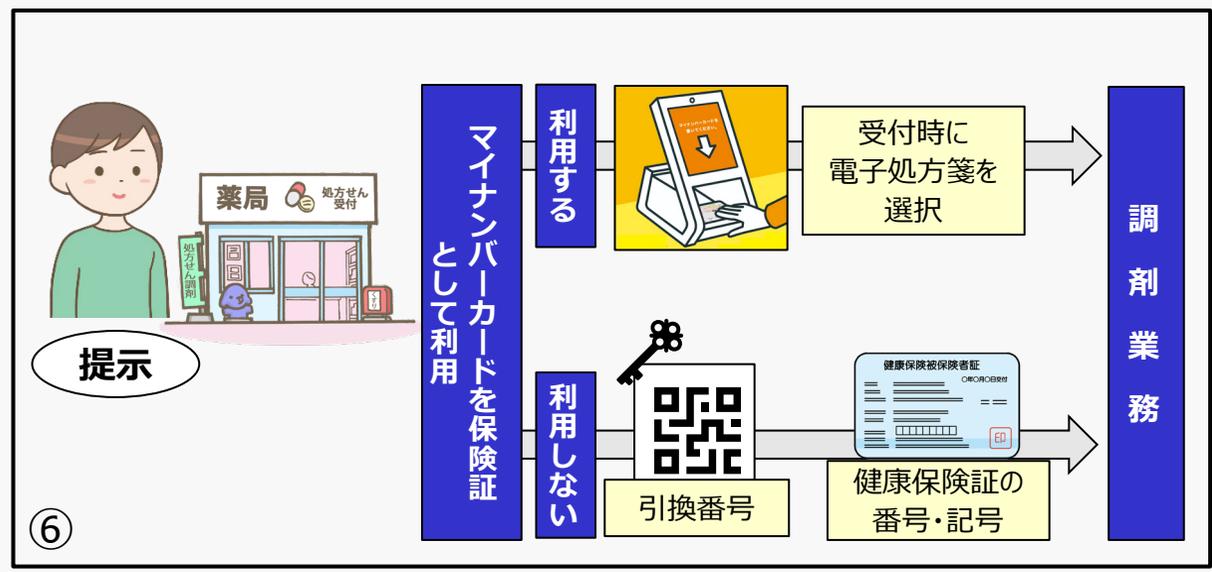
⑤

- ・電子処方箋の控えには「引換番号」「二次元コード」「処方内容」などが記載される
- ・オンライン診療などで紙による交付が困難な時はアプリケーション等を活用し、画面上に表示させる等の対応を行う



⑥【患者から】

- ・(マイナンバーカードを保険証利用)  
⇒調剤薬局の受付時に処方箋選択ボタンを押す
- ・(マイナンバーカードを保険証利用しない)  
⇒引換番号と保険証の番号・記号の提示



⑥

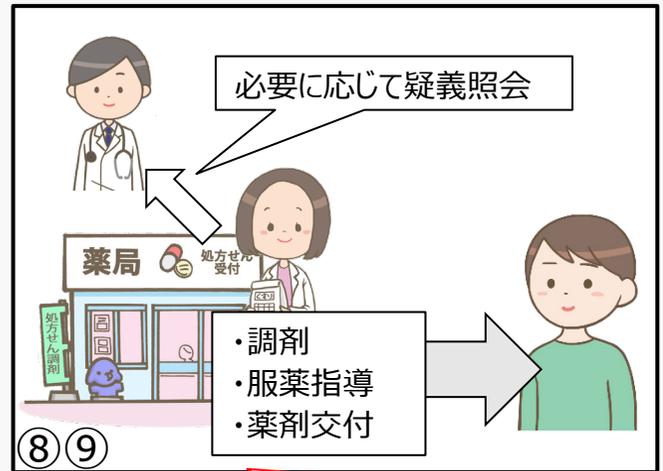
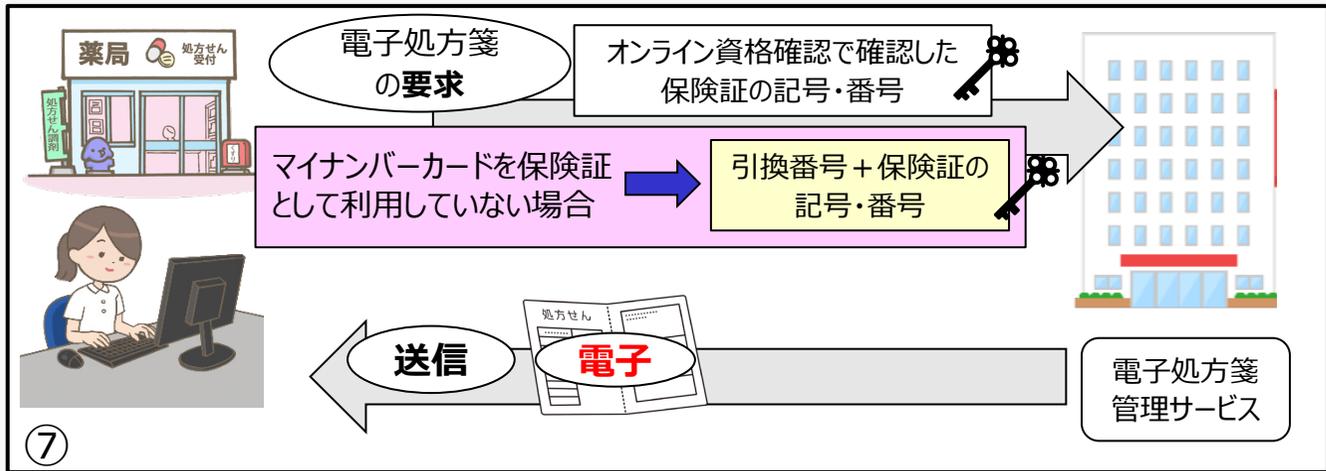
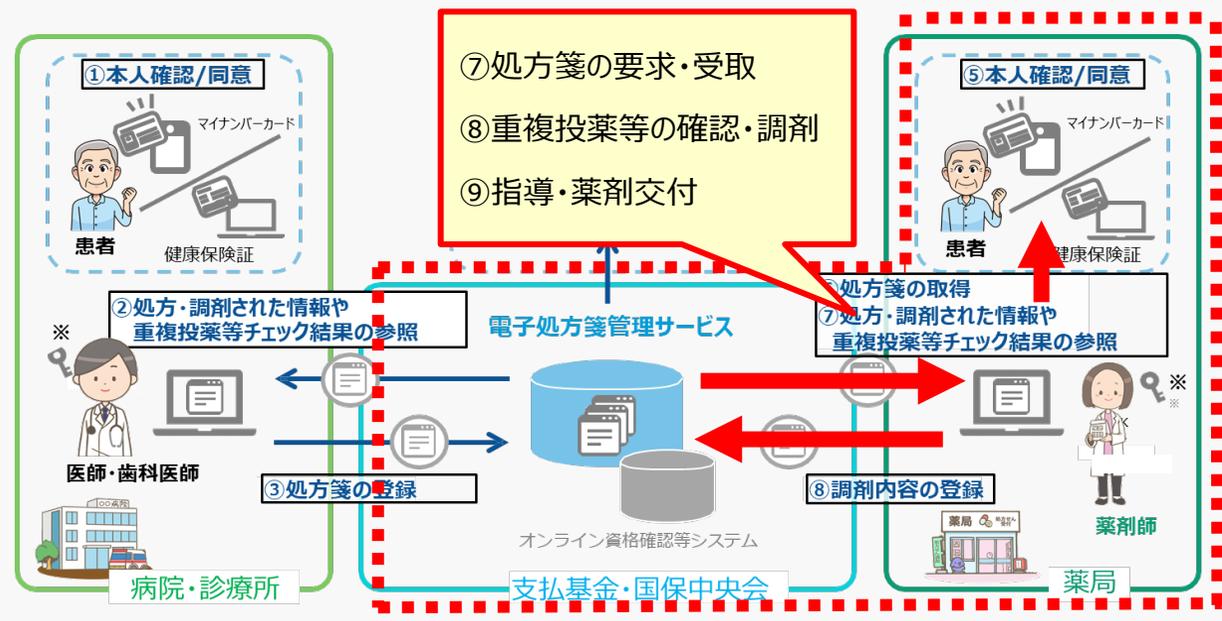
# 電子処方箋発行から 薬剤交付までの流れ④

## ⑦処方箋の要求・受取



## ⑧重複投薬等の確認・調剤

## ⑨指導・薬剤交付



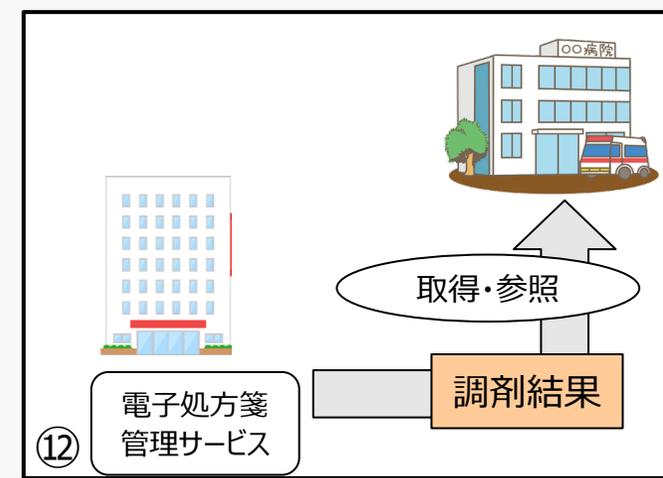
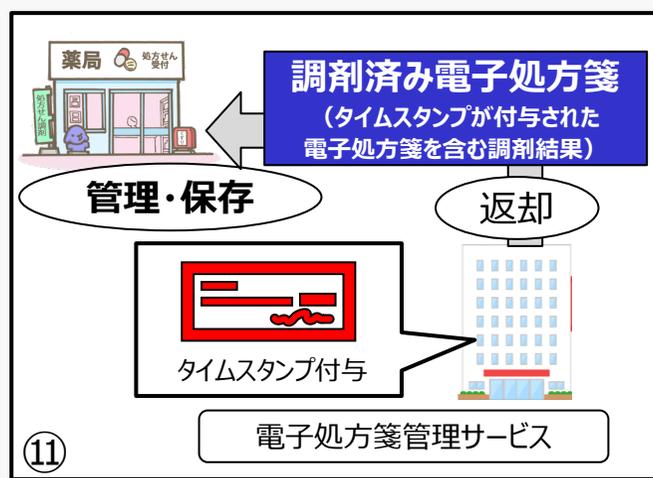
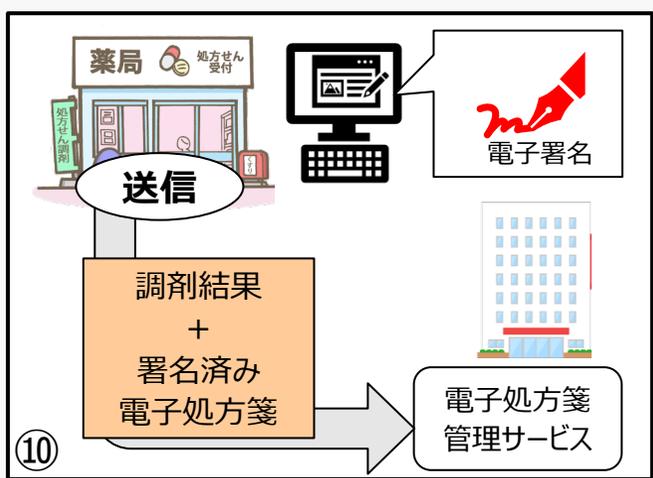
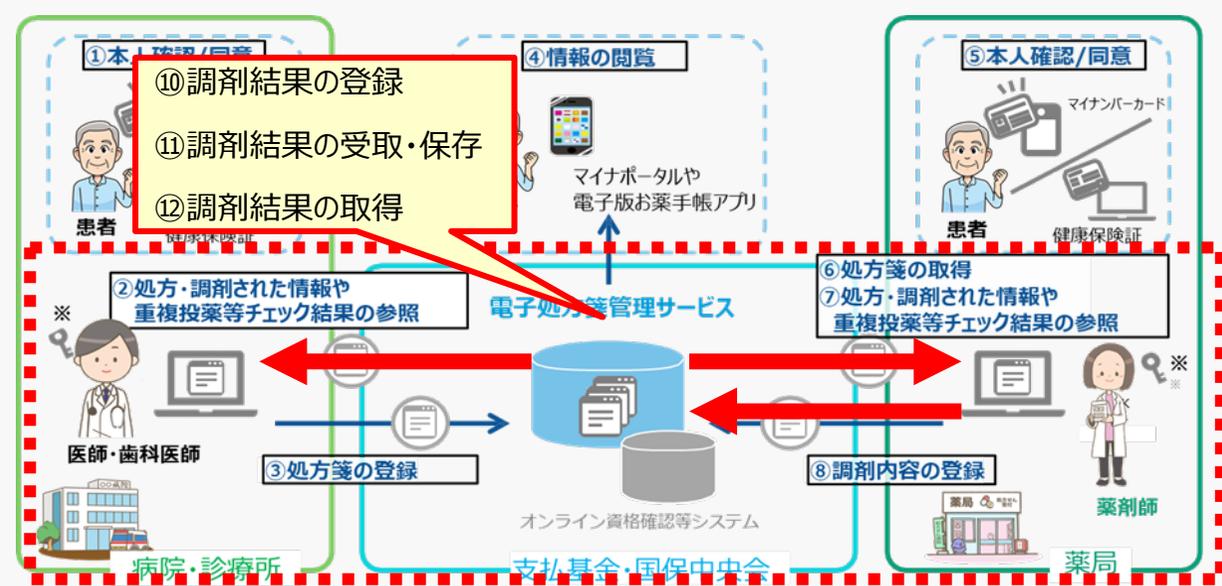
薬局は、電子処方箋を要求  
電子処方箋管理サービスは薬局に電子処方箋を送信

重複投薬情報は、患者の過去のお薬情報の開示の意思に関わらず、アラートが表記されます

# 電子処方箋発行から 薬剤交付までの流れ⑤

- ⑩ 調剤結果の登録
- ⑪ 調剤結果の受取・保存
- ⑫ 調剤結果の取得

電子署名の方法は、現在、HPKIカードに  
限定されています



調剤結果を作成し、電子署名を付与した電子処方箋と共に送付  
タイムスタンプが付与された調剤済み電子処方箋を管理・保存

医療機関は、登録された調剤結果を取得し、電子カルテ等  
に取り込んだうえで、次回の診察時に参照できる

- HPKIは、厚生労働省が策定した要件に基づく医療現場における電子署名や電子認証を行う基盤です
- 電子署名や電子認証は電子証明書が格納されたHPKIカードで行います
- 薬剤師向けのHPKIカードは、「日本薬剤師会認証局」又は「医療情報システム開発センター（MEDIS）」が発行しています
- 薬局に勤務する全ての薬剤師が持つことは必須ではありませんが、電子署名を行う薬剤師毎に発行が必要です

H	● Healthcare（保健医療）
P	● Public（公開）
K	● Key（鍵）
I	● Infrastructure（基盤）

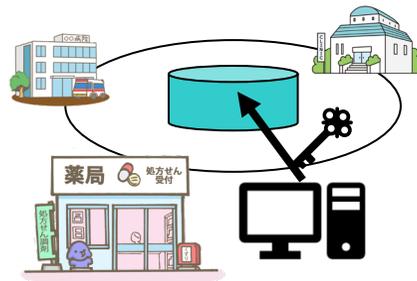
制度上は、電子処方箋への署名はHPKI以外にも一定の要件を満たす電子署名なども利用可能ですが、資料作成時点で実際に事業者から既に提供されている電子署名等はHPKIカードのみです

## 【HPKIカードの利用が想定されるシーン】

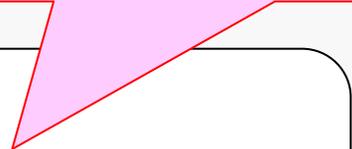
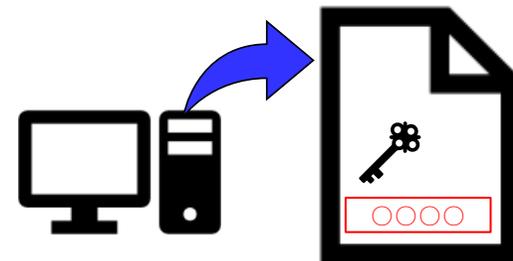
- 災害時の資格確認



- ICT技術を用いた地域医療情報連携基盤へのログイン

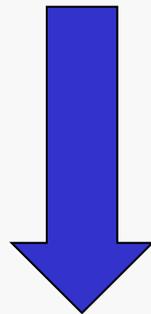


- 医療情報への電子署名  
（トレーシングレポート、電子処方箋等）



## 【現在】

電子処方箋には、電子署名が格納されたHPKIカードの発行が必要



利便性を高める目的

## 【検討されている方法】

スマートフォン等を利用した電子証明書

- ・セカンド電子証明書（仮称）の開発

日本医師会・日本薬剤師会・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS-DC）による開発

⇒ ● HPKIのカード取得が必須

● カードレスで電子署名ができる機能

⇒ 簡素化した機能で、業務への負担がない電子署名の取扱いが目的

## 電子処方箋管理サービスの利用開始に向けて

Q) 電子処方箋管理サービスは、オンライン資格確認等システムと何が変わるのですか？

A) オンライン資格確認等システムの仕組みを用いて、医療機関・薬局間で電子化された処方箋の授受を行えるようになります。オンライン資格確認等システムでは、レセプトをもとにした月遅れの情報を参照できましたが、電子処方箋ではさらに、処方箋をもとにした情報をリアルタイムで参照することができるようになります。また、それらの情報を活用した、重複投薬等チェックなどもできるようになります。

Q) 患者はマイナンバーカードがないと、電子処方箋を発行できないのですか？

A) 患者が健康保険証を利用する場合も電子処方箋を発行できます

Q) 電子処方箋は必ず導入しなければいけませんか？

A) 電子処方箋を利用することにより、複数の医療機関・薬局が持つデータの利活用による、より質の高い医療の提供が図られるため、積極的に導入の検討をお願いします。

## 電子処方箋管理サービスの利用開始に向けて

Q) 電子処方箋を始めるには、  
まず何をすればよいですか？

A) 電子処方箋は、オンライン資格確認の仕組みを活用します (①)。また、電子署名を行うためにはHPKIカードを利用します (②)。手続きに時間を要することを考慮し、お早目の準備をお願いします。

※電子署名の方法は、HPKIカードに限られませんが、現時点でご利用いただける電子署名方式としては本方式のみです。HPKIカードの発行方法は、医師・歯科医師、薬剤師によってHPKIカード発行の申請先が異なります。

準備作業の詳細につきましては、以下をご確認ください。

『電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き』

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000999483.pdf>

①オンライン資格確認を利用開始するための手続きは以下をご確認ください。

『オンライン資格確認の導入に向けた準備作業手引き』

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000699397.pdf> まだ医療機関等向けポータルサイトに登録していない場合は、「初めてご利用になる方（アカウント登録）」より、登録をお願いします。

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

②HPKIカードの取得について、以下の申請サイトからお申込みください。

<医師向け>

日本医師会 電子認証センター

(<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>)

一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)

([http://www.medis.or.jp/8\\_hpki/index.html](http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html))

<歯科医師向け>

一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)

([http://www.medis.or.jp/8\\_hpki/index.html](http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html))

## 電子処方箋管理サービスの利用開始に向けて

Q) HPKIカードは取得しなければなりませんか？

A) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に則った形で医師・歯科医師が電子的に署名を行う必要がありますが、令和5年1月時点では、HPKIカードを用いた署名方式がそれに準拠するため、取得手続きをお願いします。  
 ※電子署名の方法は、HPKIカードに限られませんが、現時点でご利用いただける電子署名方式としては本方式のみです。HPKIカードの発行方法は、医師・歯科医師、薬剤師によってHPKIカード発行の申請先が異なります。

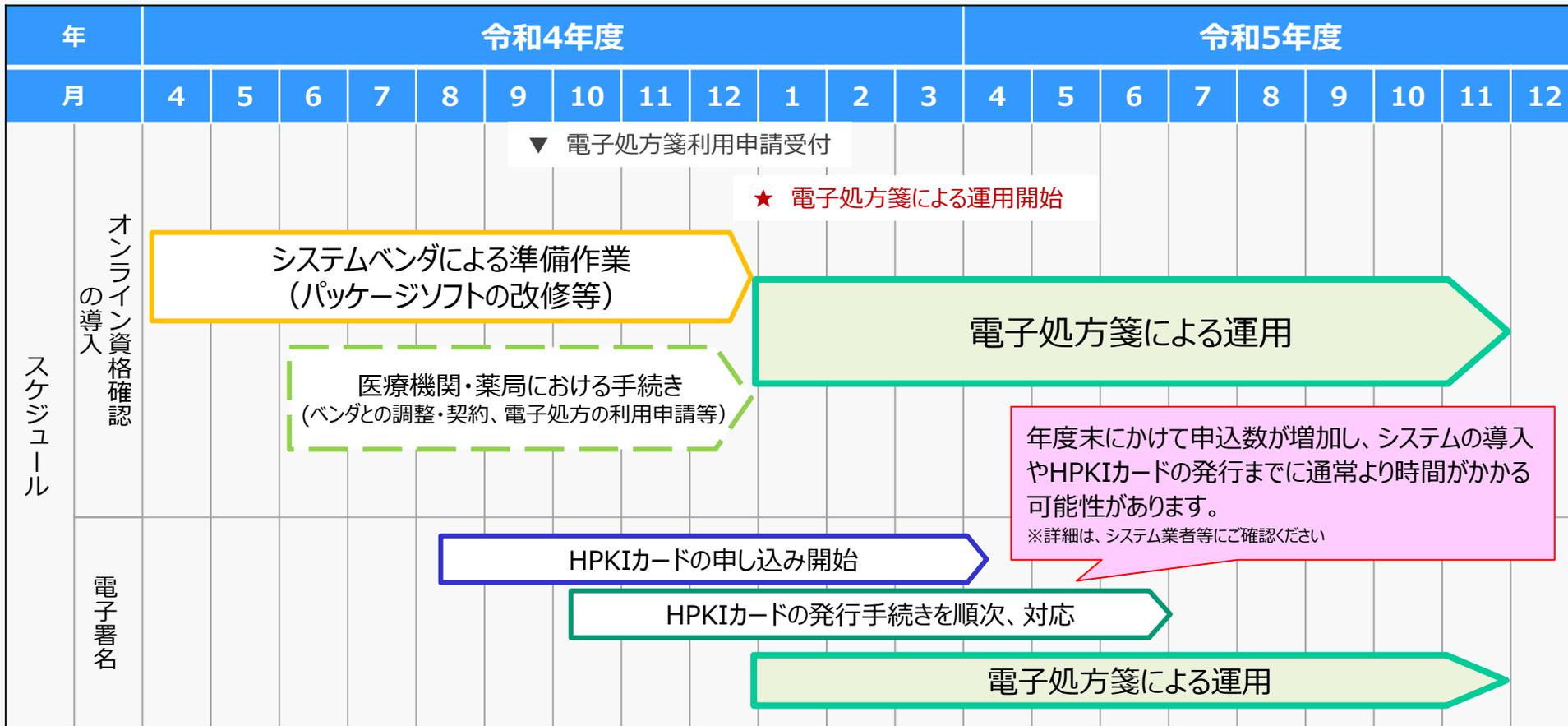
Q) オンライン資格確認と同様に、利用申請は必要ですか？

A) 電子処方箋管理サービスを利用するために利用申請を行う必要があります。利用申請の位置づけ等の詳細は以下をご確認ください。  
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/application/post-15.html>

Q) オンライン資格確認と同様に、システム導入に当たっての補助金はありますか？

A) 補助金はあります。内容は以下をご確認ください。  
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-12.html>

- 電子処方箋の利用には、  
①オンライン資格確認の導入、②電子署名を付与する手段の導入（現時点ではHPKIカードの取得）が必要です。
- 電子処方箋の導入には、利用規約への同意や利用開始予定日の登録などの利用申請が必要です。
- 電子処方箋の導入をお考えの場合には、あらかじめ余裕を持った準備が必要です。



詳細なスケジュールやHPKIカードの発行申請等の準備作業は、厚労省作成「電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き」でご案内しています。本資料巻末にもサイトのご案内がございます。ご確認ください。

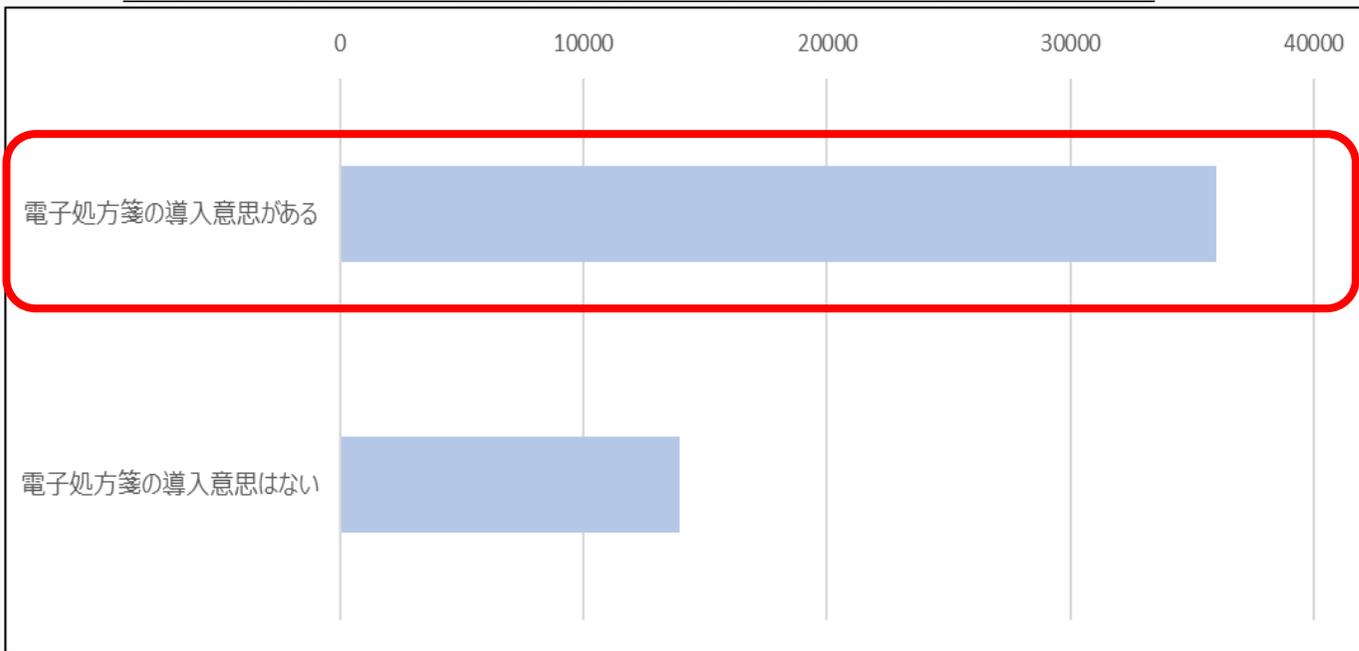
本資料は、2022年12月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

# 電子処方箋導入について

## 厚生労働省

- 電子処方箋の基盤となるオンライン資格確認についても、オンライン資格確認の導入義務化の動きを受け、今後導入がさらに加速することが想定されます。
- オンライン資格確認運用開始済み施設の多くは、電子処方箋の導入意思があることもアンケート結果※から得られています。

オンライン資格確認の運用開始済み施設における電子処方箋の導入意向について

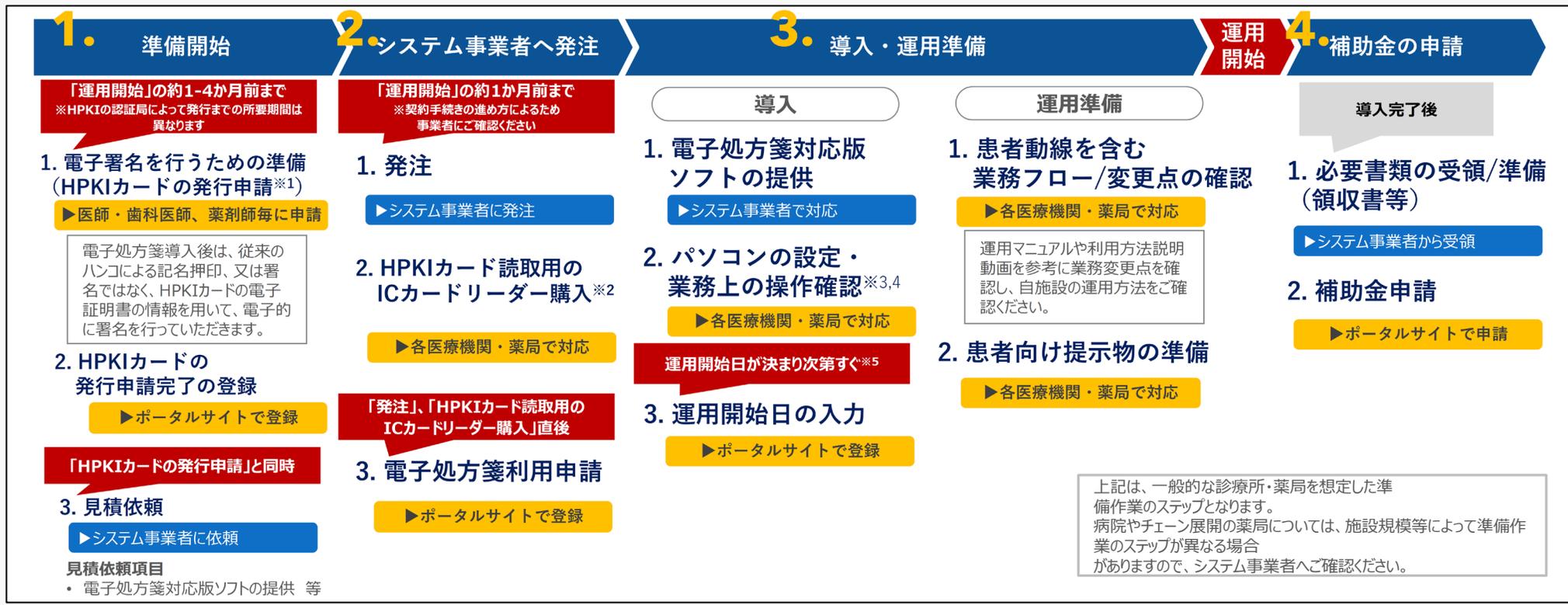


オンライン資格確認の運用をしている施設のうち

**7割**

を超える施設で  
電子処方箋の意思がある

※厚生労働省独自調査の結果、回答のあった49,975施設が対象。オンライン資格確認の運用開始済み施設における電子処方箋の導入意向について



※1電子署名の方法は、HPKIカードに限られませんが、現時点でご利用いただける電子署名方式としては本方式のみです。HPKIカードの発行方法は、医師・歯科医師、薬剤師によってHPKIカード発行の申請先が異なります。

※2現在ご利用いただいているシステムとの互換性を担保するため、システム事業者にご相談の上、現在ご利用いただいているシステムで正常に動作する適切なICカードリーダーを選択してください。

※3施設毎に作業内容が異なりますが、用法マスタの確認等の作業があります。

※4パソコンとは、オンライン資格確認等の機器（資格確認端末等）、ご利用のシステム（電子カルテシステム、レセプトコンピュータ等）が該当します。

※5本運用開始日をもって電子処方箋に対応する施設とし、後日、厚労省HP等で公表させていただきますので、運用開始日が決まり次第、必ずご入力をお願いします。

22年10月17日厚生労働省利用開始！はじめてよう電子処方箋より

# 電子処方箋の導入準備のポイント



①  
 オンライン資格確認と電子処方箋の同時導入も可能です。  
 ただし、令和5年4月から、原則としてオンライン資格確認の導入を義務付ける方針が決定されたことを受け、**令和4年度中にオンライン資格確認を導入することを最優先**としてください。

②  
 日本薬剤師会認証局では、HPKIカードの発行を一時的に停止していましたが、**令和4年9月26日から再開**しています。  
 認証局を問わず、申請受付数の増加に伴い、発行までに時間を要する可能性があるため、お早めに申請をお願いします。

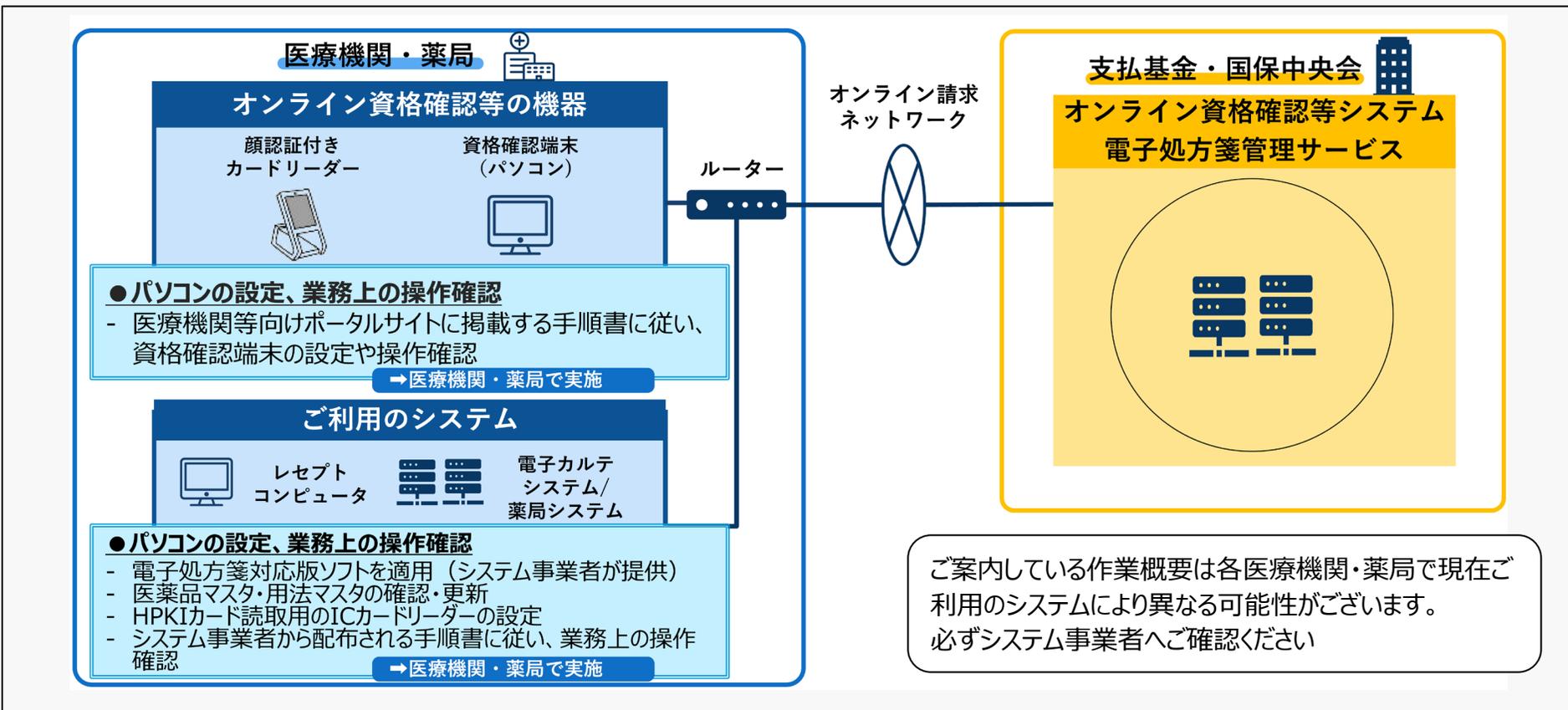
③  
 導入状況を医療機関等向けポータルサイトにご登録していただくことで、状況に合った情報を受けられるようになります。  
 そのため、**「HPKIカードの発行申請完了の登録」→「電子処方箋利用申請」の順でご登録**をお願いします。

22年10月17日厚生労働省利用開始！(はじめよう電子処方箋より)

## 厚生労働省

22年10月17日厚生労働省利用開始！はじめよう電子処方箋より

- 電子処方箋への対応に当たっては、現行業務からの変更点の確認や医療機関・薬局内での周知等が必要です。
- システムの準備としては、オンライン資格確認等のパソコンとご利用の電子カルテシステムや薬局システム等のパソコンを電子処方箋の運用に対応させるため、電子処方箋対応版ソフトの適用等が必要です。



本資料は、2022年12月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したのですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

●電子処方箋の導入にあたっては、オンライン資格確認の導入時と比較し、システム事業者による現地訪問が必須の作業はありません。  
各医療機関・薬局の事情により、必要な作業内容は異なるため、システム事業者へご相談をお願いします。

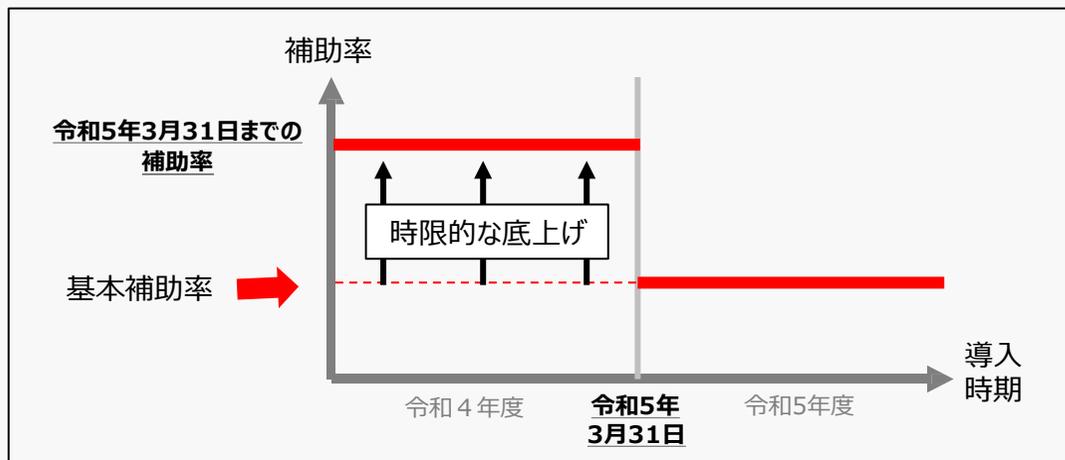
作業項目		「オンライン資格確認等」導入時	「電子処方箋」導入時
1 オンライン 資格確認等の 機器	パソコンの設定	システム事業者による 現地訪問での対応が必須ではないが、 訪問時に対応	システム事業者と相談した上で、 医療機関・薬局の皆さまがご自身で実 施することも可能
	パソコンの設置 初期セットアップ	<b>システム事業者による 現地訪問での対応が必須</b>	作業不要
2 ご利用 システム (レセプトコン ピュータ、電子カ ルテシステム、薬 局システム)	電子処方箋対応版ソフトの 提供	※システム事業者による 現地訪問での対応が必須ではないが、 訪問時に対応	<b>システム事業者が提供</b>
	ソフトをアップデート 業務上の操作確認		システム事業者と相談した上で、 医療機関・薬局の皆さまがご自身で実 施することも可能
3 ネットワーク	ネットワーク敷設	<b>システム事業者による 現地訪問での対応が必須</b>	※基本的な構成の場合、作業不要 ただし、システム構成などによるため、 システム事業者にご確認ください

### システム事業者にご確認下さい

- ・システム事業者とよく相談した上で、導入作業の実施方針を決定してください。
- ・導入作業の中には、パソコンの設定作業等、皆さまがご自身でご対応いただける部分もあります。
- ・医療機関、調剤薬局で対応いただける部分があれば、システム事業者の現地作業やコストの低減につながる可能性があります。

- 令和5年3月31日までに電子処方箋システムを導入することにより補助率は高く適用されます

【令和5年3月までと4月以降の補助率の違い】



		大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月 4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
補助 内容	2023年 3月31日まで	162.2万円を上限に補助 (事業額の486.6万円を 上限にその <b>1/3</b> を補助)	108.6万円を上限に補助 (事業額の325.9万円を上 限にその <b>1/3</b> を補助)	9.7万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその <b>1/4</b> を補助)	19.4万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその <b>1/2</b> を補助)
	2023年 4月1日以降	121.7万円を上限に補助 (事業額の486.6万円を 上限にその <b>1/4</b> を補助)	81.5万円を上限に補助 (事業額の325.9万円を上 限にその <b>1/4</b> を補助)	7.7万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその <b>1/5</b> を補助)	12.9万円を上限に補助 (事業額の38.7万円を上 限にその <b>1/3</b> を補助)

本資料は、2022年12月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

## 令和4年度地域診療情報連携推進費補助金について (電子処方箋導入促進のためのHPKI普及事業)

### 事業内容

HPKI認証局である日本医師会、日本薬剤師会及びMEDISが医師、薬剤師又は歯科医師の資格を有する者に交付し、そのHPKIカードの発行費用の一部を補助すること

### <各認証局発行費用>

認証局	区分	補助適応前発行費用 (税込)	補助金 (税込)	補助適応後発行費用 (税込)
日本医師会		5,500円	2,750円	2,750円
日本薬剤師会	会員	19,800円	5,500円	14,300円
	非会員	26,400円	5,500円	20,900円
一般財団法人 医療情報システム開発センター		26,950円	5,500円	21,450円

### 交付対象

HPKIカード発行費用の補助事業の交付対象は、「**物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策**」  
**(令和4年10月28日閣議決定)**が定められた日から令和5年3月31日までに医師等の有資格者からの申請を受理したもので、事業開始日以降に交付したものを。

令和4年10月28日以降に申請し、補助適用前の費用を支払い交付を受けた場合の対応については調整中とされています  
(資料作成時点では、10月27日以前に申請された場合は交付対象外とされています)

## <モデル地域>

**①山形県酒田地域**

日本海総合病院  
 アイン薬局  
 共創未来あきほ薬局、他

**④広島県安佐地域**

安佐市民病院、他

**②福島県須賀川地域**

公立岩瀬病院  
 さくら薬局、  
 他

**③千葉県旭地域**

国保旭中央病院  
 調剤薬局マツモトキヨシ  
 とまと薬局  
 日本調剤 毎日薬局  
 ヤックスドラッグ、他



## 目的

令和5年1月の電子処方箋管理サービスの運用開始に向けて、医療機関・薬局等における運用プロセスやトラブル・問い合わせ対応を確立するとともに、電子処方箋の活用方法の展開を行う。

## 期間

令和4年10月末～（1年間）

## 概要

地域を限定したうえで、電子処方箋を先行導入可能な医療機関・薬局を対象に、効果的な服薬指導を実現するため、重複投薬等のチェックをはじめとした電子処方箋の運用面での検証を行うとともに、電子処方箋を活用した先進的な取組や課題、優良事例を収集することにより、電子処方箋の更なる活用方策についてとりまとめる予定。

※ 施設については、今後、次頁の一覧以外にも追加する可能性があります。

令和4年8月19日電子処方箋のモデルエリアについて

本資料は、2022年12月7日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

# 各種データ（2022年11月末日データ）

（総務省・厚生労働省サイトより加工）

2022年11月末 現在		マイナンバーカード		マイナ保険証	
区分	人口 【R4.1.1時点】	交付枚数 【R4.11末時点】	人口に対する 交付枚数率	健康保険証との 紐づけ枚数	紐づけ率
全国	125,927,902	67,846,028	53.9%	33,033,194	48.7%

- マイナ保険証の普及率は、マイナポイント付与などの各種施策が反映していると考えられます
- 本来の目的である医療機関での資格確認やお薬情報の確認、電子処方箋への利用では今後の広報活動やシステムの導入速度により変化すると予想されます

## ◆各種データ リンク集

- オンライン資格確認の都道府県別導入状況について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_14821.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_14821.html)

- マイナンバーカード交付状況について（総務省）

[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/kofujokyo.html](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html)

## 01 メリット説明動画



電子処方箋の導入をこれから検討する方向けに、電子処方箋の仕組みやメリットの概要を動画で解説しています。



医療機関向け  
<https://youtu.be/k46iUfeTTDc>



薬局向け  
<https://youtu.be/VYnqAz5svEI>

## 02 利用方法解説動画



電子処方箋導入後の業務内容について知りたい方向けに、医療機関での処方箋発行、薬局での処方箋受付等の一連の流れを動画で解説しています。



医療機関向け  
<https://www.youtube.com/watch?v=alvAozT0mL8>



薬局向け  
<https://www.youtube.com/watch?v=fOeu4D-MuI4>

## 03 運用マニュアル



電子処方箋導入後の業務内容について解説しています。動画よりも詳細に、電子/紙の処方箋といった各パターンに応じた業務内容を理解できます。

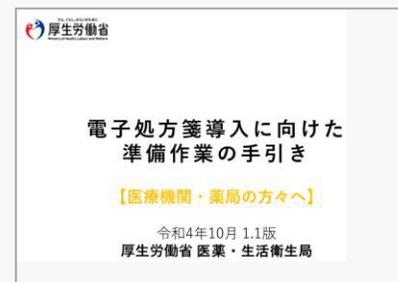


医療機関向け  
[https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/unyou\\_manual.pdf](https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/unyou_manual.pdf)



薬局向け  
[https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/unyou\\_manual\\_pharmacy.pdf](https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/unyou_manual_pharmacy.pdf)

## 04 準備作業手引き



電子処方箋を導入するための準備作業を知りたい方向けに、導入までのステップ、開始時期の目安や留意事項等について解説しています。



[https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/docs/denshi\\_tebiki.pdf](https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/docs/denshi_tebiki.pdf)

過去の説明会動画

第1回医療機関等向け説明会  
 「そうだったのか、電子処方箋」  
<https://youtu.be/Lw5ydX30NEw>



第2回医療機関等向け説明会  
 「利用申請開始！はじめよう、電子処方箋」  
<https://youtu.be/kfC568mSGZg>



電子処方箋に関する情報を医療機関等向けポータルサイトに掲載中！  
[医療機関ポータル](#) [検索](#)





日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

**会員特典1** メールマガジンの受信

**会員特典2** 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>